

(資料の説明)

○R3.3.3淀川水系流域委員会における委員のご意見を受け、R3.3.23流域委員会において進捗点検との関係の代表例を提示。
 ○R3.3.23流域委員会の書面意見にて、代表例以外についても整理を求められたので、今回提示。
 ○進捗点検における意見等を踏まえて対応した結果、「現状の課題」や「方針と具体的な整備内容」が変化したものについては、河川整備計画の記載を変更すべく変更原案に記載した。
 ○「現状の課題」に大きな変化がなく、引き続き対応を継続する場合には、河川整備計画の記載を変更していない。
 ○以下の結果は、今後の進捗点検において活用することとする。

進捗点検との関係(人と川のつながり)

対照表ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
45	住民参加推進プログラムの作成、実践	3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略) 住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。	4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 1) 住民参加推進プログラムの作成、実践…(中略) 川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。 そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。	・住民参加推進プログラムの実績に、水害発生時の避難体験として水中歩行があるが、確実に安全につながる取り組みなので是非推進していただきたい。 ・勉強会、マイ防災マップ作りなどの対象者は現在の消防団の機能を担い得る様々な人が考えられる。例えば女性や子供が担える機能など、消防団の役割を細分化し、地域で分担して消防団の機能を補完しあうという考え方もある。また、評価の際、誰に対してどういうプログラムを提供し、何をできるようになったのかを言及できるのではないかと。 ・事業の実施に向けた早い段階から市民と一緒に川づくりワークショップ等ができれば、事業後の維持管理にも市民自らが積極的に取り組めるのではないかと。 ・クリーン作戦は住民が川にふれあういい機会でもあるので、さらに参加者を増やすためにも回数を増やしたらいいのではないかと。 ・水遊びが多いことは遊べる場所があるということで、川の財産ともいえる。水難防止の観点からは積極的には行かないがそういう場所があるという状況の把握も必要。	・住民参加型の取り組みとして、自治体、住民団体等と連携した防災意識向上のための勉強会・イベントや清掃活動、水生生物調査、工事現場視察会などを実施しており、引き続き実施する。	3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略) 住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。	4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 1) 住民参加推進プログラムの作成、実践…(中略) 川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。 そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。
46	淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携	3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略) 住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。	4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 2) 淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携…(中略) 河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。 河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。	・計画策定時には無かった河川協力団体による取組や、環境教育推進法に基づく取組などの制度が出来ているので、それらの具体的な取組も進めてほしい。 ・アンケートでは、アンケートに答えた人自身が気づいている主観的なことしか把握できない。客観的にみて「協議会や河川レンジャー活動によって何かが起こったときにそれをキャッチするような体制が必要ではないかと。	・河川協力団体等による清掃活動や外来種駆除活動、学識者と住民団体等による伝統工法の聖牛・竹蛇籠の制作・設置などを実施しており、今後もこれらの団体と協力・支援しながら、河川に関わる人材育成、伝統工法等の技術の保存・伝承に連携して取り組む。	3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略) 住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。	4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 2) 淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携…(中略) 河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。 河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
46	河川レンジャーの充実	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 3) 河川レンジャーの充実 …(中略)</p> <p>当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水イスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p>	<p>・河川レンジャーには、環境・防災などの活動の方向性や活動地域で期待できる成果や観点を活かして活動してほしい。</p> <p>・市民団体の活動について、レンジャーや大きなNPO団体以外にも個人で川を愛する活動をされている方がいる。河川事務所、河川レンジャーはそういった活動をキャッチするよう努めるべき。</p> <p>・河川レンジャーは、河川管理に双方向性を持たせるために重要な役割を果たすというガイドラインをもっていると考えられ、直轄区間の活動について、定期的にそのガイドラインに沿って検証しつつ、また他地域や府県などに、そのような活動を促して行くということが必要。</p> <p>・レンジャー活動がいっぱいあったらいいなという、アラカルトな話ではなく、整備計画を進めるくらの、川の問題点、課題点を共有しながら、住民も市民参加で河川整備に関わっていくということを進めていただきたい。</p> <p>・河川レンジャーの公募に際しては、多様な応募者が集まるような公募方法の工夫が必要であると考えている。</p> <p>・河川レンジャーは地域に分かれて活動をしているが、上下流を含めた水系の全体像を議論する会が必要ではないか。</p> <p>・漁協の組合員は毎日のように川に出ておられ、川の状況に精通されているので、川と人とのつながりを充実するために、河川レンジャーの活動やイベント時に一般の団体と同じように声をかけるなど連携を強化してはどうか。</p> <p>・河川レンジャーについて、各事務所での課題等の情報は、水系内全体で情報共有することは有用ではないか。</p> <p>・河川レンジャーは地域との橋渡しの役目を担うと思うが、まだ増やす余地があると思う。地域の各種団体等との連携については、協力関係をできるだけオフィシャルな関係にしていくと、各種団体のネットワークを通じた連携するにしても、猪名川の身近な自然環境は貴重なものだという認識を全体で高めていく具体的な策になると思う。</p> <p>・野洲川のヨシ帯モニタリング調査について、河川レンジャーの協力で住民参加で実施しているが、その結果は、たとえ中学生が調査した結果であっても参考になるものであり、どういう種が確認されたかをリスト化して公表することが重要。調査に参加した中学生の意識も高揚すると考える。</p> <p>・河川レンジャーの任務として、中学生など住民が実施したモニタリング結果をまとめたり、情報集約のスキルをトレーニングしてもらうことも必要ではないか。行政としても業務発注しなくてもデータが蓄積されていくし、河川管理に参画しているという意味では本当の意味の住民参加につながる。</p> <p>・レンジャー活動の中として、琵琶湖河川事務所が実施する安全点検に地域住民が参加したところ、行政職員と住民の視点が違うことがわかった。視点の違いを体験・体感しながら、管理についてのお互いの意見を聞くこと建設的な議論をしやすくなる。また、【利用】の「環境学習」と関連させ、利用環境の確認の意味も含めて、管理を担い得る地域住民の方と現場を一緒に見ることがすすめる。</p>	<p>・河川レンジャーの活動は、ヨシ帯再生事業箇所の継続的なモニタリング調査や、外来種駆除等の環境学習や、伝統工法の制作・設置などの文化保全活動等地域に密着した活動をしており、また防災活動、水難事故防止啓発も行っている。河川レンジャー活動への支援を引き続き実施する。</p>	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 3) 河川レンジャーの充実 …(中略)</p> <p>河川にかかる環境・防災学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を実施する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター(さくらであい館等)、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、上野遊水地集中管理センター資料室、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
47	子ども達の関わりを促進	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いだ水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 4) 子ども達の関わりを促進 …(中略)</p> <p>学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。 ・学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成、「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援 ・川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援 ・淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成</p>	<p>・直轄以外の府県や市では、住民に対する働きかけというのが余りなされていない様に思う。中小河川の住民・子ども達にもそういう環境教育をしていただきたい。</p> <p>・環境教育みたいなどころの活動が重要になってくる。意識を高めていくという活動がこれからは何より大事。 出前講座は小中学校の総合学習の時間ですが、指導要領が変わってきてこれからは総合学習も時間数が削減される傾向もあるが、それに伴って減っていきにくいように積極的に教育できるような活動、ポジティブな啓発活動を行っていかれるとありがたい。</p> <p>・河川に関する広報活動を実施しても、興味のある人しか見ない(来ない)ものなので、別のイベントに併せて広報すれば効果的だと思う。管内の様々なイベントの度に実施してほしい。また、広報の手法に関しては、例えばパネルの展示より模型やジオラマの方がわかりやすく、子どもも興味を示すと思う。</p>	<p>・出前講座や、自治体・住民団体等によるイベントにおいて体験型等の工夫を凝らした水災害・水防関係の情報発信を、環境学習については、出前講座や各地で行う水生生物調査を、中心に子ども達の関わりを促進しており、引き続き実施する。</p>	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いだ水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 4) 子ども達の関わりを促進 …(中略)</p> <p>学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行うとともに、実施した成果の活用を図る。 ・学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成・活用 ・「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成・活用 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援 ・川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援 ・淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成・活用</p>
47	淀川に関する日頃の情報発信	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いだ水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 5) 淀川に関する日頃の情報発信 …(中略)</p> <p>地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。 あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p>	<p>・情報発信の充実について、小径を利用する方は、いろいろな情報を知りたい方がおられるので、看板にQRコードをつけて、環境、防災等様々な分野に繋がるように出来れば良いのではないかと。</p> <p>・訪日外国人旅行者が増加していることを踏まえ、旅行者の増加に向けて、河川管理者としても取組が必要。たとえば、天ヶ瀬ダム等の看板に英語表記を追加するなど工夫してはどうか。</p> <p>・それぞれの地域で少しでも川に関心を持ってもらうために、地域にとって水防上重要な場所などに距離標等に適度に関連付けて、QRコードによる情報提供等を充実させていくことが必要。</p> <p>・「情報の発信の量の点検」、「確かに見てもらったという点検」、「利用されたという点検」という、3ステージでの点検が大事。 加えて、最近の水害の事例等をしっかりと出して、どうしてこういう情報なり、ハザードマップなりが重要かということを含めて情報発信することが大事</p> <p>・ダムにはいろんな逆風もあるが、効果があったことはしっかりと発信すべき。ホームページでの広報や、記者発表では弱いと思うので工夫が必要。</p> <p>・河川施設を公開するというのはとても大事なこと。工事現場等なるべく多くの方に見ていただくような仕組みを積極的に作るということは大事だと思う。</p> <p>・浸水などの情報は国土交通省が一番持っているんで、そのような情報をもとに長期的な視点での土地利用についても議論されれば良いと思う。</p>	<p>・ホームページ、SNSを活用した河川のライブ映像や工事情報の配信、現地のQRコード貼付による洪水時の動画配信などの情報発信を実施しており、引き続き実施する。</p> <p>・メディア関係者と連携した情報発信に向けた意見交換の場の設置、メディア関係者による河川情報発信ツール等に関する解説などを実施しており、引き続き実施する。</p>	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いだ水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多い地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ 5) 淀川に関する日頃の情報発信 …(中略)</p> <p>地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。 あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
48 49	川とまち・地域をつなぐ	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (2) 川とまち・地域をつなぐ 1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 …(中略)</p> <p>数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間的小径(散策路)のネットワークを形成する。…(中略)</p> <p>3) 三川合流部の整備 …(中略)</p> <p>人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間の交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p>	<p>・小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備について、位置情報を活用したアプリなどが普及している現状を踏まえ、河川でもそれらのような位置情報を駆使して、各地点で過去の洪水、自然、歴史などの情報発信を実施するのも良いのではないかと。</p> <p>・小径はハード整備だけではなく、ソフト面をいかに充実させるかという視点も必要。</p> <p>・小径の整備においては、初期段階では河川レンジャーが地域の声や価値観を把握し、行政に伝える役割を担うが、河川レンジャーを介さなくてもうまく地域のニーズを行政が把握できる仕組みができることが望ましい。</p> <p>・小径については、歴史情報も自然情報も事務所はもっているため、それが分かるような冊子みたいな形で情報提供して欲しい。その結果、双方向に交流が始まる事も有るかもしれない。そういったことが大切だと思う。</p> <p>・さくらであい館の活用方法として、河川環境だとか川で実際に人が自転車で行くという副次的なつながりではなく、直接川と結びつくような働きかけの方法を検討したら良いと考える。</p> <p>・淀川三川合流部交流拠点整備について、水害の歴史等もアピールすべきではないか。</p> <p>・淀川三川合流部交流拠点整備について、人と川とのつながりの拠点としても考えて頂き、レンジャー活動等幅広く活用できるようにして欲しい。</p>	<p>・小径を整備するとともに、HP上での小径のルート紹介や河川内の設置看板等にQRコードを貼り付けなどにより、過去の洪水、歴史などの情報発信を実施しており、引き続き実施する。</p> <p>・三川合流部では、さくらあひ館の展望台を活用して、背割堤や旧巨椋池などのランドマークの解説を表示できるタブレットによるARツールを開発し、住民団体等によるイベントなどにおいて活用しており、今後も更なる活用について検討して実施する。</p>	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (2) 川とまち・地域をつなぐ 1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 …(中略)</p> <p>数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間的小径(散策路)のネットワークを形成する。…(中略)</p> <p>3) 三川合流部の整備 …(中略)</p> <p>人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備えるさくらあひ館のさらなる活用について検討し、実施する。</p>
50	「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 1) 「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信 個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。</p> <p>2) 様々な媒体による防災情報の発信 …(中略)洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するためのシステム整備を進める。</p>	<p>・まるごとまちごとハザードマップの取り組みで設置箇所が伸びているというのは非常にすばらしいことと思う。いかに自分の住んでいる地域が危ないかということを我が事として受け取ってもらうためにアクア琵琶で実施しているソフトウェアを用いて、自分が住んでいるところと氾濫の関係がどうなっているかという取り組みも非常によいと思う。いかに我が事として感じていたかという視点でアクティビティを見直していくべきと考える。</p> <p>・各観測所の水位・ライブカメラの情報が一般住民、自主防災組織など避難する際の判断にあまり役立てられていない。防災教育・対策協議会の機会にPRしてはどうか。</p> <p>・まるごとまちごとハザードマップは、その現場でリアルな環境に対して何かマーキングがあるのが最大の特徴。つまり、リスクコミュニケーションとして、その部分を地図で見るとか、グラフィックスで見るとかよりも、物理的環境自体の上にマーキングがしてあるという強みを利用した手法だと思ふ。可能なら、JAの協力を得て、そのマーキングをさせてもらい、テープ等で、最悪の水害想定では水はココまで来ますよというような。年中、そんなマークがあったんでは不安を煽る話になると困るという場合、出水期の前とか、キャンペーン期間を決めて実施するのも一法と考える。あるいは、この場所だけではなく市役所、学校、民間の店舗、企業などの協力を求めてはどうだろうか。</p> <p>・まるごとまちごとハザードマップの意味について、どこまで正しく伝えるのか難しい部分はあるが、意味を正しく伝える必要がある。過去の浸水実績に対して、恐れすぎってしまう場合もある。住民が正しく意味を理解できるような啓発も必要かと思う。</p>	<p>・ARツールやタッチパネルなど活用した浸水想定区域に関する周知・説明や、洪水時におけるSNS等を活用した河川水位や映像のリアルタイム配信の情報発信を実施しており、仮想現実や拡張現実などの新しい技術を用いる等の工夫をしながら引き続き実施する。</p> <p>・住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に認識できるよう、人の目に付くところに浸水時の水位を標記する等のまるごとまちごとハザードマップについては引き続き推進していく。</p>	<p>3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。…(中略)</p> <p>住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 1) 「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信 個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、仮想現実や拡張現実などの技術を用いて、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。</p> <p>2) 様々な媒体による防災情報の発信 …(中略)洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・SNS・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するための取組をさらに進める。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
51	○人と川 水源地域ビジョン インフラツーリズム	3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。…(中略) 住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。	4.1.4. 上下流の連携構築 2)「ダム水源ネットワーク」として、…(中略)「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。	・水源ネットワークの交流は、いろんな点検項目と関係しあうので連携しながら進めるべきである。	・淀川水系のダムでは、自治体、地元観光団体、民間企業等と連携し、ダムの施設内見学、工事現場見学、旅行ツアーなどを実施しており、引き続き実施する。	3.1. 人と川とのつながり 人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。…(中略) 住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。	4.1.4. 上下流の連携構築 2)「ダム水源ネットワーク」として、…(中略)「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。 ダムを含めた河川管理施設等を観光資源としたインフラツーリズムについて継続して実施する。実施にあたっては、持続した取り組みとなるよう検討段階から地域との連携を図る。

進捗点検との関係(環境)

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
53	①イタセンバラ	<p>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、ボタウキクサ等の外来種の脅威が懸念されているなか、城北地区において、平成18年、平成19年のイタセンバラ仔稚魚調査では生息が確認されず、生息が危機的状況にある。</p>	<p>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 ①イタセンバラ(ワンド増設計画) イタセンバラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド増設計画等により、生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンバラ協議会」、「近畿地方イタセンバラ保護増殖事業連絡会議」等関係機関と連携を図る。</p> <p>淀川城北地区 淀川大堰湛水水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての順次ワンドの干し上げを行うなどの環境改善を実施し、あわせて外来魚の一斉駆除等を行う。</p> <p>ワンドに繁茂している外来植生の防除や周辺の伐木を実施する。</p> <p>淀川樟葉地区など ・樟葉地区、水無瀬地区、牧野地区などの自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水水域より上流の区間において、ワンドやたまりを再生する。</p> <p>木津川下流地区 ・現在あるたまりを保全し、周辺の樹木の伐木を実施する。 ・地形等の精査や河川の流況をふまえて、以前に確認されていたたまりを再生するとともに、新たなたまりを造ることも検討する。</p>	<p>・淀川における希少種や外来種の状況を把握したうえで、「イタセンバラを野生復帰させる」、「どの外来種を駆除する」という戦略をたてるべき。</p> <p>・イタセンバラが市民と行政が一緒になって取り組んできた成果として、増加している。外来魚を駆除した結果、象徴種としてのイタセンバラが復活し、その周りに付随する在来種も戻ってきている。そういう状況があって、市民参加が徐々に広がっていくというふうな出し方をしたい。</p> <p>・イタセンバラは淀川の生物多様性の象徴種であり、野生復帰に向けたプランの中で現状の評価と取組の目指すべき方向は示している。8年ぶりに成魚まで成長した環境というのは淀川本来の環境が一部の地域に再生できたと思っており、今後明るい兆しが見えてきた。</p> <p>・琵琶湖、淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全について、イタセンバラのような種の多様性を図るのであれば、多様性指標や単純度指標くらいは必要と考える。</p> <p>またワンドの数が増えただけでなく、どういう形状のワンドが出来て、どういう効果があったのかということもモニタリングし、次期整備に活かすべきである。</p> <p>・イタセンバラが生息できる環境を整備していくことを目指しているのであれば、イタセンバラが戻ったワンドは何か良かったのか、生息環境がどう回復したのかを評価し、次の取組に活かす方法を検討して欲しい。</p> <p>・ワンド増設計画やイタセンバラ保全計画において、環境委員会で掲げた環境目標に対する進捗という形で評価する必要があると考える。</p> <p>また外来種の駆除について、目標は根絶であるのか、また個体数の低減であるのかということをお知らせしたうえで達成度がわかるように進捗を示して欲しい。</p> <p>・放流した個体数500匹に対して2万匹も増えたことについて、仔稚魚と成魚では違うので、本当の意味でイタセンバラの保全や定着を考えると、成魚の増減予想が出来ないか、寿命や産卵数を考えると、近年2万匹も増加したことが疑問。外来種の駆除などが効果としてあったのか教えて欲しい。</p> <p>また、計測など精査して欲しい。</p> <p>・ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数について、「該当なし」になっているが、整備計画に例示されたのが下流域であって、その観点の事業がなければ「進捗なし」とすべきではないか。その他河川においてもこういう観点で整備が必要ではないか。実際にそういった環境が必要な生物も生息している。掘削事業などでそういった生物に配慮されていない実態もあるので、検討をしていただきたい。</p> <p>・イタセンバラの進捗状況について、「調査しました」というだけじゃなくて、「こういうことがわかった」「こういうことが課題になっている」というところまでぜひ書いていただきたい。</p>	<p>・淀川環境委員会、淀川イタセンバラ検討会において、学識者等の助言を受けるとともに、淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク等との連携を行い、新たに侵入した外来生物(オオバナミズキンバイ等)も考慮したイタセンバラ保護活動等を実施しており、引き続き連携して取り組む。</p> <p>ワンドの量的な整備については、ワンド増設計画で目標とした90個を達成する。また、ワンドの形状、物理環境などのモニタリング結果をふまえて、淀川環境委員会において、学識者の助言を受けて、構造改善を図りつつ整備を実施しており、引き続き実施する。城北ワンドでは、モニタリングによりイタセンバラについて再導入後8世代目の稚魚を確認している。</p>	<p>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、コクチバス、オオバナミズキンバイ等の外来種の脅威が懸念されているなか、イタセンバラの生息が危機的状況にあったが、その後、地域住民やNPO団体と行ってきたイタセンバラの保護に向けた活動によって、イタセンバラの稚魚の生息が確認されている。</p>	<p>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 ①イタセンバラ 淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンバラ協議会」、「近畿地方イタセンバラ保護増殖事業連絡会議」等関係機関と連携のもと、イタセンバラの密漁を防止するパトロールや、外来種駆除を実施する。</p> <p>淀川大堰の湛水水域(城北地区、点野地区、三矢地区) ・淀川大堰湛水水域の取水も考慮しつつ、春季から夏季にかけての順次ワンドの干し上げや外来魚の一斉駆除を行うほか、ワンドに繁茂している外来植生の防除や周辺の伐木等により環境改善を実施する。 なお既に完了した箇所においても、順応的管理の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるよう必要に応じて改良等を実施する。</p> <p>淀川大堰湛水水域より本川上流区間(淀川樟葉地区等) ・水無瀬地区、大塚地区、樋之上地区などの自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水水域より上流の区間において、ワンドやたまりを再生する。 なお既に完了した箇所においても、順応的管理の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるよう必要に応じて改良等を実施する。</p> <p>木津川下流地区 ・現在あるたまりを保全するため、周辺の樹木の伐木を実施する。 ・地形等の精査や河川の流況をふまえて、以前に確認されていたたまりを再生するとともに、新たなたまりの整備手法を検討する。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
54	②ナカセコカワニナ	2. 流域及び河川の概要 宇治橋付近では、河床材料が硬質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが確認されている。	4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。 ②ナカセコカワニナ 宇治川にはナカセコカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。	・琵琶湖・淀川水系の生態系の固有種および多様性の価値に関する保全の項目で、ナカセコカワニナやアユモドキについて、瀬田川・野洲川では「該当なし」とあるが、過去に瀬田川流域並びに琵琶湖流域に生息していた生物なので「進捗なし」とすべきではないか。その他河川でも、現在いないから「該当なし」ではなく将来的に再生していく観点も必要ではないか。あくまでも河川整備計画の一文は例として書かれているものもあるので、検討してもらいたい。 ・ナカセコカワニナの調査や移植などの現場作業を子供や市民に体験してもらうことは大事。	・淀川環境委員会において学識者の助言を受けつつ、工事実施の際には、必要に応じて移植等を実施しており、引き続き実施する。	2. 流域及び河川の概要 宇治橋付近では、河床材料が硬質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナやイボカワニナが確認されている。	4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。 ②ナカセコカワニナ 宇治川にはナカセコカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。
54	③オオサンショウウオ	2. 流域及び河川の概要 木津川は、鈴鹿山脈、布引山に源を發し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。	4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。 ③オオサンショウウオ 木津川上流において、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巣穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策を検討して実施する。	・オオサンショウウオの人工巣穴は自然再生の一つなのでメンテナンスフリーが原則と考えるが、なにかメンテナンスは行っているのか？ ・オオサンショウウオの人工巣穴について、具体的なモニタリング調査方法等が決まっていれば教えて欲しい。 ・オオサンショウウオのモニタリング調査として、GPSチップ埋め込みによる動態把握や成長状況のモニタリングは必要と考える。 ・オオサンショウウオの外来種に対する対策は？ 河川管理者から何らかの啓蒙活動が必要ではないか？ ・オオサンショウウオについては、上流へ移転させる個体数、量的な問題なんですけど、例えば100匹ほどを上上げたとしても、それに耐える環境が20しかない1年、2年、3年たつうちに20に落ち付くということがあり、そういうことについてはモニタリングというよりも事前調査が非常に重要。	・川上ダムでは、巢穴の清掃や泥の除去は実施しモニタリングも継続し、データ蓄積に努めている。 捕獲したオオサンショウウオにはマイクロチップを埋め込み、個体の動態把握、その個体が良好に生息しているのかどうかも含めてモニタリングしており、引き続き実施する。 機会を捉えて、一般の方々への周知を実施しており、引き続き実施する。 ・木津川上流のオオサンショウウオについては、「特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針」に基づき、工事実施の際は調査し移植する等、三重県・奈良県と連携して管内に生息する個体の保護を図っており、引き続き連携して取り組む。 ・桂川では、文化財部局との調整のもと、オオサンショウウオ保全のための調査を行っており、必要に応じてマイクロチップ埋込や外来種判定のためのDNA判定を実施しており、引き続き実施する。	2. 流域及び河川の概要 木津川は、鈴鹿山脈、布引山に源を發し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。	4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。 ③オオサンショウウオ 桂川、木津川上流において、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巣穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討や河川改修を実施する際に生息・繁殖に配慮による保全に努める。
54	④アユモドキ	2. 流域及び河川の概要 桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峡を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。	④アユモドキ 専門家の意見を聞きながらアユモドキの生息を調査し、その生息環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。	・アユモドキの生息環境の評価は、既往の分析も踏まえた評価をしていくべき。環境の事業評価については、24年度に事業として特に実施していなかった場合でも、過去から積み重ねてきた対策の効果を評価する視点で分析する必要がある。 ・アンジュレーションの経過をモニタリングしていくことが重要だと思う。	・淀川環境委員会において学識者の助言を受けつつ、工事実施において形成したアンジュレーションにより変化に富んだ水際を創出し、その効果を確認するためモニタリングを実施した結果、改善効果を確認している。今後、実施する河道掘削についてもこの結果を活用して順応的管理の考え方により実施する。	2. 流域及び河川の概要 桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峡を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。	④アユモドキ 専門家の意見を聞きながらアユモドキの生息を調査し、その生息環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
54	外来種対策の推進	<p>2. 流域及び河川の概要 神崎川及び猪名川は…(中略) 近年はアレチウリ等の外来植物が繁茂している。</p> <p>3.2. 河川環境 外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p>	<p>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (2) 在来種を脅かす対策の推進 侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自肅やベットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。</p>	<p>・今後、外来植物の駆除活動を行っていく上で、どの辺りに手を入れていくのがよいかなど、河川協力団体をお願いするなど反映してもらえれば。</p> <p>・河川水辺の国勢調査の結果により、外来種は減少傾向と報告があったが、対策による効果とは思えない。木津川で外来種が本当に減少しているのか注視してほしい。 特に、コクチバスが問題と考えている。</p> <p>・淀川流域における外来種のブラックリストを作成して、その対策の内容や状況を整理することで対外的に取り組みを説明しやすくなるのではないかと。</p> <p>・外来種に対する取組内容については、実施内容が分かるが、外来種の外観や取組の効果、優先順位が分かりにくい。</p> <p>・外来種について、すべて駆除するのは大変なので、駆除しない区域を設定して、生息域が拡大するかなどを調査検討してみてもどうか。</p> <p>・外来種問題について、アレチウリとオオブタクサは、天井の高さよりも高いところまで繁茂しますので人が水辺にアプローチできない状況になっておりますし、アレチウリはとげだらけで、さわると非常に痛いので、人と川のつながりを阻害する条件になってしまっていますから、これについてはぜひ今後の対策に加えていただきたい。</p> <p>・ヌートリアを駆除しようと思っても、制度上、市民活動で実施することは容易ではない。河川環境への影響との理由で許可がでた事例もあるので、何か工夫できないか。</p> <p>・外来種対策として名張市のヌートリア対策の記載があるが、淀川中流域左岸や寝屋川でも対策に苦慮している。この事例のように市町村と連携することで法律の障壁も一定解消できるのであれば、NPOなり市民も動きやすくなりますので、河川管理者としてもぜひ市町村との連携に努力していただきたい。</p> <p>・ヌートリアに関しては、イタセンバラがいなくなっている原因の一つにもなります。ヌートリアがインガイを食べてしまうとタナゴ類は回復できないこととなりますので、木津川下流域でもこのヌートリア対策をすることが早急に必要である。</p> <p>・外来種対策は、陸域や府県管理の支川と一体的にやらないと効果的な事業にはなりにくい。そのため、府県との協働体制が出来ているかという観点が必要である。</p> <p>・外来種は、増える前に手を打つことが得策。大川でボタンウキクサが増殖したことがあったが、事務所の取組により根絶できたことで今では見られなくなったことは対策の効果である。</p> <p>・ボタンウキクサが見られなくなったから駆除作業をしなかったとの記述があるが、これはこれまでの対策に効果があったからみられなくなったのであり効果が上がったとの評価を記すべき。</p>	<p>・猪名川河川事務所では、河川レンジャーや事務所職員、河川協力団体との交流会にて情報を共有し駆除活動を毎年協働で実施しており、引き続き連携して取り組む。</p> <p>・淀川河川事務所では淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク等との連携して駆除活動を実施しており、引き続き実施する。 また、淀川環境委員会において学識者等の助言を受けて「淀川河川事務所管内侵略的外来種ファースト100」を作成し調査、駆除活動や抑制に活用しており、今後必要に応じて更新する。</p> <p>・琵琶湖河川事務所では、国際学生ボランティア協会(IVUSA)が行う「オオバナミズキンバイ除去大作戦」や、瀬田町漁協等が取り組む「瀬田川流域クリーン作戦」等への協力・支援をおこなっており、引き続き連携して取り組む。</p> <p>木津川上流河川事務所では木津川上流河川環境研究会において有識者の助言を受けて、外来種の分布状況の調査把握を行っている。また、堤防法面等に繁茂している外来植物については維持作業の堤防点検等において駆除を行っており、引き続き実施する。</p>	<p>2. 流域及び河川の概要 神崎川及び猪名川は…(中略) 近年は、河道掘削並びに地域住民、NPO団体や河川レンジャーとの協働による駆除活動等を行っており、外来植物は減少している。</p> <p>3.2. 河川環境 外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p>	<p>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 (2) 外来種対策の推進 侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除・抑制等の対策を推進するとともに、持ち込みの自肅やベットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。 また、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ等の駆除について、住民等が実施する取組を支援する。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
56	③干潟を保全・再生する。 ④ヨシ原の保全・再生を図る	3.2.1.河川形状 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向(水域～河川敷・堤防～河川区域外)の連続性が分断されている。	4.2.3.河川の連続性の確保 (1)水辺や川原の保全・再生 ③干潟を保全・再生する 淀川 淀川大堰付近から河口まで ④ヨシ原の保全・再生を図る 淀川 鶴殿地区(河川敷の切り下げ) 宇治川 向島地区(手法も含め検討して実施)	・淀川の干潟・ヨシ原の現状が見えない。どのようなところであって、どのようなところで再生をするなどの全体像があるのが前提。 ・淀川河原再生事業の評価としては、オギ群落の増減を評価対象とするのではなく、裸地面積が維持されているかというところを評価対象としてほしい。 ・淀川河原再生事業の位置づけとして、「連続性の確保」で評価するのもありますが、淀川河原の増減は、土砂供給、土砂の連続性、ダイナミズムの再生という位置づけでも評価すべき指標なので他のところでも評価してほしい。	干潟の保全・整備については、汽水域の、柴島地区、大淀地区、海老江地区において、干潟を整備したほか、環境モニタリングを継続している。 また、左岸河口部では発生土砂を用いて干潟試験を行い土砂動態モニタリングを実施しており、引き続き実施する。 ヨシ原の保全・再生については、鶴殿地区において、切下げを実施し、モニタリングによりその効果を継続的に検証しており、引き続き順応的管理の考え方により実施する。 また、切下げ計画範囲以外に保全策として導水を実施し、モニタリングや試験によりその効果を検証しており、引き続き実施する。	3.2.1.河川形状 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少しており、低水路ではみお筋の固定により陸域と水域の二極化が進行している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向(水域～河川敷・堤防～河川区域外)の連続性が分断されている。	4.2.3.河川の連続性の確保 (1)水辺や川原の保全・再生 ③干潟を保全・再生する。 淀川 淀川大堰付近から河口まで ④ヨシ原の保全・再生を図る 淀川 鶴殿地区(河川敷の切り下げ、導水路による配水) 宇治川 向島地区(手法も含め検討して実施)
57	⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生する。	3.2.1.河川形状 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向(水域～河川敷・堤防～河川区域外)の連続性が分断されている。	4.2.3.河川の連続性の確保 (1)水辺や川原の保全・再生 ⑥砂礫河原を再生する。 野洲川 放水路区間、石部地区(干陸化した河床の切り下げ) 猪名川 猪名川・藻川合流点～池田・川西地区	・野洲川では、礫河原再生を実施中であり、併せて瀬淵再生にも取り組む、工事実施区間についてはモニタリングを実施し効果を検証し、有識者の御意見も参考にしながら順応的管理の考え方により工事を進めており、引き続き実施する。 ・猪名川では、レキ河原再生箇所については工事は完了しており、モニタリング(裸地面積等)を行っており、引き続き実施する。	・野洲川では、礫河原再生を実施中であり、併せて瀬淵再生にも取り組む、工事実施区間についてはモニタリングを実施し効果を検証し、有識者の御意見も参考にしながら順応的管理の考え方により工事を進めており、引き続き実施する。 ・猪名川では、レキ河原再生箇所については工事は完了しており、モニタリング(裸地面積等)を行っており、引き続き実施する。	3.2.1.河川形状 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少しており、低水路ではみお筋の固定により陸域と水域の二極化が進行している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向(水域～河川敷・堤防～河川区域外)の連続性が分断されている。	4.2.3.河川の連続性の確保 (1)水辺や川原の保全・再生 ⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生する。 野洲川 放水路区間、落差工から石部頭首工区間
57	⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。	3.2.1.河川形状 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向(水域～河川敷・堤防～河川区域外)の連続性が分断されている。	4.2.3.河川の連続性の確保 (1)水辺や川原の保全・再生 ⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 野洲川 河口部	・ヨシ帯の再生事例で、資料の写真は株状のヨシに見えるが、株状であるならば、在来魚の産卵場所としては好ましくないと考えている。過去、瀬田唐橋の周辺は、ヨシ帯があり環境を形成していたので、是非再生の取組を進めていただきたい。小径の景観にも繋がるのではと考える。 ・瀬田川については、河岸がヨシ帯になるような形状が確保されている。過去、瀬田唐橋の周辺は、ヨシ帯があり環境を形成していたので、是非再生の取組を進めていただきたい。小径の景観にも繋がるのではと考える。	・野洲川におけるヨシ帯再生については施設整備は完了しており、モニタリングでその効果を検証しており、必要に応じて改良を行う。 ・瀬田川の河岸については、現状として、外来種駆除対策の効果があり、外来種が減少、一方でヨシ等の抽水植物が増加した状況にあり、引き続き外来種対策について支援していく。	3.2.1.河川形状 低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向(水域～河川敷・堤防～河川区域外)の連続性が分断されている。	4.2.3.河川の連続性の確保 (1)水辺や川原の保全・再生 ⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 野洲川 河口部
57	(2)魚がのぼりやすい川への再生	3.2.1.河川形状 魚類の自由な遡上・降下を阻害するダムや堰等の河川横断工物により縦断方向(山～湖・川～海)にも不連続になっているところがある。	4.2.3.河川の連続性の確保 (2)魚がのぼりやすい川への再生 魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して概ね10年間で必要な対策を実施する。また、許可工物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。 ①既設の堰・落差工の改良 淀川 淀川大堰、毛馬水閘門、芥川 桂川 久我井堰、一の井堰、1号～6号井堰 木津川 ナルミ井堰、高岩井堰、キトラ井堰、鹿高井堰、大河原発電所井堰、相楽発電所井堰 猪名川 大井井堰、三ヶ井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固	・モニタリングをしっかりと実施し、事業に反映する事が重要。 ・堰の撤去や、堰の改良による魚道機能の向上について、鮎の遡上など全体としての効果を期待します。 ・魚道の改良を工夫して取り組んでいる姿勢が良い。 ・池田床固の簡易魚道設置にて計画していた整備は完了とのことですが、今後、進捗点検はしないのか。 ・小田川魚道の遡上後に魚類に好ましい生息環境があるということになることが望ましい。 ・魚の遡上について、それがどういうふうな年度別に進んでいったのか。だんだん年度を追ってこういふふう改善していきまして、今後こういふ見通しでここまでは多分やれると思えますか、そういった文脈で語っていただくと姿勢がわかってよい。 ・堰の簡易改良を住民参加で取り組むような活動は地道に続けてほしい。啓発活動や次世代につながる。 ・横断構造物による上下流の連続性の問題について、通常の上下流の連続性を回復する優先順位からいきますと、下流から改善していかねば上流への連続性が回復しにくいわけで、下流を優先すべき。	・淀川環境委員会等において学識者の助言を受けつつ、堰等の改良効果をモニタリングにより検証している。そうした成果を踏まえ、継続的にさらなる改善を実施しており、今後も順応的管理の考え方により実施していく。	3.2.1.河川形状 魚類の自由な遡上・降下を阻害するダムや堰等の河川横断工物により縦断方向(山～湖・川～海)にも不連続になっているところがある。	4.2.3.河川の連続性の確保 (2)魚がのぼりやすい川への再生 魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して必要な対策を実施しており、順応的管理の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるように必要に応じて、引き続き改良等を実施する。また、許可工物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。 ①既設の堰・落差工の改良 淀川 淀川大堰、毛馬水閘門、芥川 桂川 久我井堰、一の井堰、5号井堰 木津川 ナルミ井堰、高岩井堰、キトラ井堰、鹿高井堰 なお、上記以外の施設については、魚類等の遡上・降下について、学識者等の意見を聞きながら必要に応じ、改良を実施する。

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
59	川本来のダイナミズムの再生	<p>3.2.3.水量 干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。 また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、濁水時には、放流を制限または停止している。 琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。 これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p>	<p>4.2.4.川本来のダイナミズムの再生 (1)水位変動リズムの回復 1)淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>2)瀬田川洗堰による水位操作の改善 琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p>	<p>・淀川大堰の水位操作について、琵琶湖から流れてくる流量の影響を受けていることから、上下流の連携の観点が必要である。水位操作によって影響を受ける生物もいるかもしれないので連携した検討が必要。 ・水位変動リズム回復のための流況・位況の改善について、魚類(コイ、フナ個体数)だけでは生物多様性の評価といえないので、その他種数も評価すべき。また、植物の数も影響すると思うので、評価を行ってはどうか ・琵琶湖の水位を下げる操作について、少しでも良いので瀬田川に穏やかに流す手立てはできないか。琵琶湖の資源として、魚類等が産卵する場所が影響を受けている。漁協にとっても、水産資源にとっても重要な課題であり、出来る限り水位操作を穏やかにしていただきたい。 ・川本来のダイナミズムの再生について、瀬田川については日本でも唯一、ダイナミズムが少ない(流量が安定している)という特徴がある。しかもそれが数万年続いていることで、貴重な生態系を生んでいる。天ヶ瀬再開発や掘削工事で流量を増やすことで、流量が安定していることで生息できていた生物にとって影響がある。治水・利水上のニーズもあるので、それだけで計画を進めることは出来ないが、環境の観点も考えていただきたい。例えば、瀬田川に生物が流されないようなフンドやたまりを作って保全するなど考えてほしい。 ・瀬田川洗堰操作については、琵琶湖環境への影響緩和の観点のみから評価されているが、産卵と洪水期前の水位低下が重なると、放流量の増量や下流高水位継続の長期化につながる。下流への影響も考えて柔軟な対応も必要ではないか。</p>	<p>・淀川大堰では、コイ・フナの産卵行動、フンドの物理環境改善やアユの遡上に配慮した水位操作を継続的に実施しており、併せてモニタリングによりその効果を検証している。なお、堰の管理水位を下げることは取水者の理解を得る必要があることから試行を実施し、操作方法を確立する。 ・瀬田川洗堰では、琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類の保護に配慮した水位操作を継続して実施しており、併せてモニタリングを滋賀県と協力して実施し効果を検証しており、引き続き実施する。</p>	<p>3.2.3.水量 干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。 また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、濁水時には、放流を制限または停止している。 琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。 これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p>	<p>4.2.4.川本来のダイナミズムの再生 (1)水位変動リズムの回復 1)淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動やアユの遡上に配慮した水位操作を行い、取水者との調整も踏まえ操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>2)瀬田川洗堰による水位操作の改善 気候変動に伴う洪水や濁水の頻発も踏まえ、琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p>
60	4)既設ダムにおける弾力的運用等の検討	<p>3.2.3.水量 これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p>	<p>4.2.4.川本来のダイナミズムの再生 (1)水位変動リズムの再生 4)既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム</p>	<p>・フラッシュ放流について、高山ダムのフラッシュ放流に関して早急に検討していくべき。上流のダム群につきまちは、まずは400ぐらい置いてみようかというところからスタートしたわけです。その次のステップとしては、これまでの実績をちゃんと分析して、どのぐらいまで増やすことができるのかという仮説検証的な対策に入っていくべき。 ・「既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数」の指標において、直接的な評価項目ではないが、例えば河道内工事による変化も土砂の移動という観点では同じ評価をなしえたい。つまり、点検時に事業ごとの個別評価に終わるのではなく、指標に関わる他の事業の効果も併せて河川管理目標達成度を評価する必要がある。</p>	<p>・木津川上流では、木津川上流河川環境研究会において学識者等の意見を聞きながら、流域の土砂動態の把握を行っており、引き続き実施する。 ・木津川上流ダム群の管理者である水資源機構では、置き砂をダムのフラッシュ放流により下流へ流すことによる、河床の環境改善を試行的に行っており、モニタリングによる効果検証を継続的に実施している。今後は、全てのダム・堰において、先行している事例を参考に検討する。</p>	<p>3.2.3.水量 これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p>	<p>4.2.4.川本来のダイナミズムの再生 (1)水位変動リズムの再生 4)既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
65	(2)土砂移動の連続性の確保	3.2.5.土砂ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床低下や河床材料の粗粒化、流路の固定化を招いている。	4.2.5.流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 (2)土砂移動の連続性の確保 川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。 特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。 なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を 1)既設ダム ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。 そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム 2)砂防施設 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置について検討して実施する。	・河床低下による河道の二極化は環境として問題である。竹蛇籠・聖牛などの局所的な対応も良いが、木津川全体の土砂動態を把握して、二極化の抑制対策などの議論も必要になってくると考える。 ・土砂による河床変動に対してダム関係では取組をされているが、どういった観点の議論がされているのか紹介してほしい。 また、出水時に調査をすることも検討してほしい。 ・土砂動態と、それに関する土砂管理委員会での検討の方向性について、適宜、流域委員会でも要点を紹介して貰えれば理解が深まると思う。 ・土砂還元の結果の評価として、オイカワだけでなく、ヨシノボリも増加しているため、ヨシノボリにもスポットをあててほしい。 ・流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築における土砂のダイナミズムについて、河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容は「該当なし」と土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数は「進捗あり」になっている。流域の観点で検討していく必要がある。土砂がどのように動くのか、裸地の状況などもモニタリングして把握して検討する必要がある。 ・河床にたまった土砂は資源である。川の中で土砂が動くダイナミズムを保持することは環境上重要であるため、河道掘削の工事は固まった土砂を動かせるチャンスである。 ・砂防施設による土砂移動の制御に関しては、出水で土砂が出てきた場合に必要性が高まったりするため、現状での評価にそれらを加えていく必要がある。	・淀川水系総合土砂管理委員会において学識者のご意見を聞きながら継続して検討しており、現在、宇治川において、天ヶ瀬ダムの堆砂土を使った置砂を試行的に実施し、宇治川の河床材料の粗粒化および流路の固定化、河床低下の改善に向けてモニタリングし検証を行っているところであり、引き続き実施する。 ・木津川上流では、木津川上流河川環境研究会において土砂動態の把握と流域の土砂管理等について検討しており、引き続き実施する。 ・河道掘削で発生した建設発生土については廃止予定ため池の埋め立てや、築堤材料等として活用しており、引き続き有効活用について検討して実施する。	3.2.5.土砂ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床低下や河床材料の粗粒化、流路の固定化を招いている。	4.2.5.流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 (2)土砂移動の連続性の確保 川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。 特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。 なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を 1)既設ダム ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。 そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム 2)砂防施設 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置について検討して実施する。
68	(3)関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生	3.3.河川環境 淀川水系におけるこれまでの河川整備は、・・・(中略) 流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。 これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。	4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開 (3)関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 にあたっては、・・・(中略) それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。 取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。	・淀川に生息する水産資源のブランドを生み出す動きがある。これまでは漁業協同組合が水産を牛耳っていたが、市民が合意する形で進めていくような社会になってきた。そういう観点から河川環境の管理手法を考えるのが新しい視点である。また、関連して、一団体だけか一組織が関わるのではなく、様々な地域、流域の市民、住民が河川環境の保全やモニタリングに参画をしていく機運がある。そのような結果を河川環境の保全対策に組み込むような、新たな視点も出てきたのではないかと。 ・生物の多様性における取組については、河川管理者だけでなく府県と連携して実施すべき。	・イタセンバラの保全再生、ヨシ原保全再生、猪名川の外来種駆除、オオサンショウウオ保護等の方法については、関係行政機関と調整し、環境委員会において学識者研究者の意見をいただきながら実施しており、その駆除、保護活動においては、河川レンジャー、河川協力団体、住民団体等と連携して継続的に実施しており、引き続き連携して取り組む。	3.3.河川環境 淀川水系におけるこれまでの河川整備は、・・・(中略) 流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。 これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。	4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開 (3)関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 にあたっては、・・・(中略) それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。 取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。
68	(5)河川環境の保全と再生のための人材育成	3.3.河川環境 淀川水系におけるこれまでの河川整備は、・・・(中略) 流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。 これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。	4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開 (5)河川環境の保全と再生のための人材育成 河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。 ・人材育成として、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みを陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。	・職員向けには、河川環境全般、水質事故対応、水文調査等様々な研修を実施している。また環境関係の出前講座について依頼があれば外部へ講師を派遣しており、今後でも取り組んで行く。 ・平成4年度から「多自然かわづくり近畿地方ブロック会議」を平成4年度から継続して実施し、職員の技術研鑽を行い、その情報を蓄積している。また、近畿で優秀な内容については全国会議を行い、広く周知しており、引き続き実施する。	3.3.河川環境 淀川水系におけるこれまでの河川整備は、・・・(中略) 流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。 これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。	4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開 (5)河川環境の保全と再生のための人材育成 河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。 ・人材育成として、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みを陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。	

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
69	(6)流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進	<p>3.3.河川環境 淀川水系におけるこれまでの河川整備は、・・(中略) 流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。 これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるもの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p>	<p>4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開 (6)流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p>	<p>・観測データに関してそれぞれの機関がバラバラにもっている。そのビックデータをいかに活用していくか、どう調整していくか(県や市との連携)を検討すべきではないか。どの期間がデータを持っていて情報交換するだけでなく、オープンデータとして活用していく観点が必要。 ・H25年度分の点検では、台風18号前後の状況を比較することにより、H24年度に実施した取組に対する評価が可能となる。</p>	<p>・河川の自然環境に関する基礎情報の定期的、継続的、統一的な情報収集を目的に「河川水辺の国勢調査」をH2年度より継続して実施しており、その蓄積したデータは、「河川環境データベース」にて公表しており、引き続き蓄積データについて公表していく。 ・HPの「水文・水質データベース」で、過去からの蓄積データを公表しており、速報値についてはオンタイムで公表しており、引き続き公表していく。</p>	<p>3.3.河川環境 淀川水系におけるこれまでの河川整備は、・・(中略) 流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。 これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。 また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体(NPO等)による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるもの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p>	<p>4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開 (6)流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p>

進捗点検との関係(治水・防災)

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
73	自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 洪水情報等の収集及び提供	<p>3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>	<p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 ① 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ② 洪水情報等の収集及び提供 洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するためには、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要である。このため、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、視聴覚障害者や外国人等の災害時要援護者を含む住民全員、自治体、防災関連機関、ライフライン関係者等に、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するためのシステム整備を進める。 また、日頃より自治体、自主防災組織、河川レンジャー、防災エキスパート等との連絡を行い、出水時において浸水状況や施設の被災状況などの情報収集が可能となる体制を整える。 雨量計、水位計等の観測機器については非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるよう、日頃より十分な点検・維持を行うとともに、気象庁や研究機関等と共同し、洪水の予測精度の向上に努める。</p>	<p>・タイムラインに水位情報を活用する工夫をすすめてほしい。秋田県大仙市の高齢者福祉施設で水位情報を活用し、自ら逃げのタイミングを設定した結果、被害を受けずにすんだ例がある。逃げ時の判断に有用な水位情報を周知すべき。 ・平成28年9月28日の雨の時に京都市内で避難勧告が出された。なぜ避難勧告が出たのか根拠を調べようとしたが分からなかった。タイムライン、ポータルサイトがどれだけ整理され、どの程度役立っているのか、情報発信ができていないのか、避難勧告や避難指示の根拠が説明出来ているのか水防団に伝わっているのか。マイ防災マップ等、平常時の取り組みはよいが、実際に災害が起こった段階で役立つものとなっているのか点検が必要。 ・水位情報や雨量と避難状況を別々に分析するのではなく、比較して分析することも重要。避難のタイミング・きっかけがどうだったのか、その時の水位や雨量がどうだったのか、首長会議だけではなく、実務担当者レベルで議論することも重要。また、その結果を住民、特に避難された方へフィードバックすることが重要。避難が空振りだったかのように受け取られては次に繋がらない。 ・台風21号を事例として、タイムラインがどの程度できていたのかという検証が必要だと考える。川の情報がどうなっているか、避難情報などの勧告が発令されている、実際避難をしている人が何人、どこで出ている、などということをタイムラインの上で重ねて見て、防災面で検討、検証をする作業が大事だと考える。お互いに資料の公開、インターネットを活用して、淀川水系の防災面で踏み込んだ検証を、今後必要になってくると考える。 ・整備局では水害が発生する相対的時点から水系全体で降雨の状況等を把握されていると思う。そのような情報は、基礎自治体では把握できないだろうし一般住民にもは分からないが、提供したり啓発していくことも有効かと思う。 ・指標のうち河川管理者ではなく自治体が主体的に進める施策については、進捗が滞っている場合には、河川管理者から情報提供等の支援できる措置があるのか、その要否も含めて検討する必要があるのでは。 ・観点「破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況」に関して、今後は外水氾濫に限らず一連として内水氾濫も踏まえた避難も視野に入れていく必要があると思う。</p>	<p>・自治体等との避難に関するタイムラインの情報共有やホットラインの実施、ワークショップ開催によりマイタイムライン作成支援等を実施しており、今後も水害協等を通じて関係機関と連携しながら引き続き実施していく。 ・メディア関係者と連携した情報発信に向けた意見交換の場の設置、メディア関係者による河川情報配信ツール等に関する解説などを実施しており、引き実施して行く。 ・洪水時の危険度を把握するため、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図っており、引き続き行っていく。</p>	<p>3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>	<p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 ① 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ② 洪水情報等の収集及び提供 洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するためには、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要である。このため、ラジオ・テレビ放送・SNS・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、視聴覚障害者や外国人等の災害時要援護者を含む住民全員、自治体、防災関連機関、ライフライン関係者等に、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するための取組をさらに進める。 また、日頃より自治体、自主防災組織、河川レンジャー、防災エキスパート並びに報道機関等との連絡を行い、出水時において浸水状況や施設の被災状況などの情報収集が可能となる体制を整える。 雨量計、水位計等の観測機器については非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるよう、日頃より十分な点検・維持を行うとともに、気象庁や研究機関等と共同し、洪水の予測精度の向上に努める。さらに、洪水時の危険度を把握するため、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図る。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
74	自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ○浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援	<p>3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に避難をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>	<p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。 また、水位観測所等において、氾濫注意水位等を現地で判断できるよう明示する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「浸水想定区域図」が未公表の河川については、速やかに浸水想定区域を指定・公表する。これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、平成21年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、「水害に強い地域づくり協議会」において関係自治体間の連携、調整を行う。</p>	<p>・ポータルサイトなどは何を見ているのかかわからない、ということが背景にあると考えられる。避難所への避難、屋内での2階に上がる避難のみでいいかなどの判断に使ってもらえるように説明をしていくべき。 ・国が作成している浸水想定区域図と、滋賀県が作成している地先の安全度マップとの関係が分かりにくい。安全度マップは利用規制の観点なので、その地域の人は見ると思うが、資料と目的について住民の方は理解されているのか。 何を持ってリスクを判断するのか、いろいろなデータが公表されているが、住民は混乱するのでは無いか。 専門家の理解レベルと、住民の方の理解レベルでは認識の差が大きい。特に理解レベルの低い方が被害に合うケースが多い。まずは基礎的なところを伝えて底上げしていく必要がある。 ・避難場所、避難ルートは災害のリスク別に整理することが必要。一律の避難所であれば、避難時にリスクが生じるなど、逆にリスクが発生することも考えられるので、その点は十分考慮すべき。 ・カラー量水標の設置は、景観に配慮しつつ設置を増やすことで、住民が自ら見て、自ら判断して、自分の責任で逃げる「自助」につながるため、ぜひ進めてほしい。 ・量水標は堤外側に設置するものであるが、高い堤防の場合には堤内側にも設置するような工夫で、増水時の水位と堤内地の高さ関係を理解でき、危機管理意識の醸成になると思う。 ・ハザードマップを作成する際には、例えば桂川流域では府が管理する範囲も広いことから河川管理者毎に作成する浸水想定区域図を集約したうえで、流域の状況を整理する必要があるかと思う。 ・マイ防災マップの取り組みは、一定の成果が出ている。川の近くに福祉事業所や保育所があるところも多い。法律により避難誘導計画を作成しなければならないが、ほとんどが火災を対象としたものとなっている。マイ防災マップの取り組みを、自治会のみでなく福祉事業所も含む形で拡大して欲しい。また各自治体にもご指導願いたい。 ・浸水想定図は、浸水深を示すだけでなく、水がどこから来て浸水するのか、原因は内水なのか、堤防決壊なのか、そういった情報も示すと、どの方向へ避難すべきなのかわかりやすくなる。 ・水害は浸水だけではなく、土砂災害など多様な災害の引き起こす可能性がある。それらをまとめた総合的なハザードマップが必要。</p>	<p>・「水害に強い地域づくり協議会(大規模氾濫減災協議会)」を通して、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知に対する支援や関係自治体間の連携調整を実施しており、引き続き支援を行っていく。 ・広域避難体制の検討についても、関係機関と連携しながら検討の支援を行っていく。</p>	<p>3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に避難をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>	<p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援、広域避難体制の検討支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。(写真4.3.2-2,3) また、水位観測所等において、氾濫注意水位等を現地で判断できるよう明示する。 浸水想定区域に対する洪水予報等の予測精度の向上を図るとともに、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知に対する支援を実施し、浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、隣接市町村等における避難場所の設定等について「水害に強い地域づくり協議会(大規模氾濫減災協議会)」において関係自治体間の連携、調整を行う。</p>

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
74	自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ○災害時要援護者への対応	3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ④避難誘導等体制の整備 ○災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。	・災害時に早く要援護者を救出、避難させるためにも、要援護者への対応について、自治体との密な連携、事前検討をお願いしたい。 ・作成したマイ防災マップを要援護者である障害者や一人暮らしのお年寄りなどにどのように伝達、周知していくかその方法や体制整備について検討すべき。 ・防災に関する自治体との協議の場では、防災と福祉の観点も含めて、高齢者に防災をどうやって伝えていくかも合わせて検討して欲しい。 ・島の内の中の小学校や要配慮者施設に、水害の危険性伝わり、適切な対応ができるように、協議して頂くことを期待する。	・水防改正に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成する際に技術的な支援・助言を行っており、引き続き行っていく。	3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (4) 危機管理体制の構築 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) ④避難誘導等体制の整備 ○災害時要配慮者への対応 自律移動が困難な災害時要配慮者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設においては、市町村地域防災計画に記載された施設への情報伝達が適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成する際に技術的な支援・助言を行う。
77	地域で守る(まちづくり、地域整備)	3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 3) 地域で守る(まちづくり、地域整備) 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方針について河川整備の状況等をふまえて自治体と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める。	・自治体との連携においては、実効性のあるものにするために努力が必要で、評価にあたって、改善点を明確化したり、自治体に任せるときの明確化など、メリハリを付けていくようなことも大事である。 ・自治体で進めていることも必要に応じて、参考的に記載すると全体の状況がわかりやすいこともある。 ・自治体は避難勧告を出す必要はあるが、どこをどうやって逃げるのか、河川管理者から想定される浸水深・浸水範囲などの情報を提供してもらって、自治体が情報を咀嚼しながら実際にどうやって行くのか体制づくりをやって行く必要がある。 ・10年に1度や30年に1度の規模では内水になるかと思うが、それらの規模のハザードマップを公開することで全体像にもある土地利用の規制や誘導に繋がるとはならないか。想定最大規模ではほとんど全てが浸水してしまい土地利用には繋がらない。	・流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会において、リスク情報の周知や避難体制の整備等の取組強化、土地利用の規制・誘導などの検討を実施しており、引き続き実施していく。	3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (4) 危機管理体制の構築 3) 地域で守る(まちづくり、地域整備) 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するためのリスク情報の周知や避難体制の整備等の取組強化、土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方針について河川整備の状況等をふまえて自治体と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める。
99	既設ダム等の運用検討	3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (6) 既設ダム等の運用検討 既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。 瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	・余りにも過剰に洪水を調節し過ぎると、川のダイナミズムが失われる。調節することは大事なんだけれども、より精度が上がればその辺のところも、どういった規模の調節をすればどういった効果があってという、これくらいの効果、治水上安全かつダイナミズムも維持できる、そういうものも含めて今後ご検討をいただきたい。 ・平成25年の出水を用いた、計画高水を作ったモデルの整合性の確認が必要であると思う。また、ダムの運用については利水貯留を最初から予見して吐き出す等の工夫ができないか一歩進めた検討をしてはどうか。	・関係省庁により策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者間で治水協定を締結し、緊急時における既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用出来るよう、洪水調節機能強化を推進しており、引き続き実施する。	3.3.1. 洪水 近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (6) 既設ダム等の有効活用 既設ダムの容量を最大限に活用するため、 ダム再生の一環として 既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強及び 降雨予測の精度向上 等による治水・利水機能向上について、 調査・検討した上で実施する。 検討にあたっては ダムだけではなく、下流の河川改修や利水容量の活用など流域内の諸施策と連携しつつ進める。 特に水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるように、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者間で治水協定を締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進する。更に「既存ダムにおける洪水調節機能強化に向けた協議の場」等を通じ、更なる有効活用に努める。

進捗点検との関係(利水)

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
103	(1)水需要の精査と水利権の見直し	<p>3.4利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきた。一方、近年においては、少子高齢化社会の到来や人口増の鈍化傾向等がみられるとともに、工場の海外移転や資源循環型への転換などの社会経済の急激な変化により使用水量が減少しており、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。</p> <p>農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離の進行等水利利用の形態が変化している。一方で地域の水循環の一部としての認識が高まっている。</p>	<p>4.4.2環境に配慮した効率的な水利利用の促進 (1)水需要の精査と水利権の見直し 現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。 淀川水系水利権数(国管理処分) 【平成20年3月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水 50件 工業用水 27件 発電用水 35件 農業用水 116件 <p>(内:慣行 46件) ・その他用水 15件</p> <p>農業用水の慣行水利権についても、水利利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会を捉え、慣行水利権者の理解促進を図る。</p>	<p>・図面に表すときに、これが慣行水利の分といったところがばつとわかるとよい。</p> <p>・慣行水利権の問題は、らちが明かないのが実態だと思います。ただ、環境用水で必要であれば、見直しの中でそれも上乘せしてやるのができますよとお願い、新たな提案とセットにしてながらやっていくというのが一つの方法ではないか。</p> <p>・水利権について、市民の理解のない中でメッセージを流すとミスリードとなる。市民の意識をより高めるために、状況を正確に伝える努力をした上で、正確な情報を出してもらいたい。</p>	<p>慣行水利権については、水利利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会を捉え、許可水利化を促しており、引き続き実施する。</p> <p>水利権については、国土交通省のホームページにおいて、その制度、申請手続き等について紹介しており、引き続き情報提供に努めていく。</p>	<p>3.4利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきた。一方、近年においては、少子高齢化社会の到来や人口の減少傾向等がみられるとともに、節水機器の普及等により家庭での一人当たりの使用水量の減少などにより、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。</p> <p>農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離の進行等水利利用の形態が変化している。一方で地域の水循環の一部としての認識が高まっている。</p>	<p>4.4.2環境に配慮した効率的な水利利用の促進 (1)水需要の精査と水利権の見直し 現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。 淀川水系水利権数(国管理処分) 【令和2年3月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水 42件 工業用水 25件 発電用水 33件 農業用水 106件 <p>(内:慣行 39件) ・その他用水 6件</p> <p>農業用水の慣行水利権についても、水利利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会を捉え、慣行水利権者の理解促進を図る。</p>
104	(2)水需要の抑制	<p>3.4利水 また、安定的な水資源の確保は利水者の責務であるが、利水者ごとの利水安全度が不揃いとなっている。</p> <p>一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町においては、これまでの人口の増加に伴って水道用水の需要が増加している。</p> <p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることであり、平成4年以降の15年間で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まる可能性もある。</p>	<p>4.4.2環境に配慮した効率的な水利利用の促進 (2)水需要の抑制 長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。</p> <p>なお、現状の水利利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p>	<p>関西圏では、各水道事業者、上水道、工業用水、全ての水需要が大きく減っている。それに伴い、料金収入が大きく減少する事態が、ほぼ全ての事業者で起きている。経営上あえいでいるというのが実態。水需要の抑制は、地域の水道事業体に呼び掛けても、協力は全く得られないだろうと考える。したがって、将来的に全国一律ではなく、地域ごとに適した整備計画を作っていくのが望ましい。水循環基本法も流域ごとであることから、各流域あるいは各地域に適した方針に移行すべきと考える。</p> <p>・水需要は抑制しなくても自然に下降しているのが現状である。水道事業者はすでに水需要が下降するとの予測を出しており、むしろ今後は経営維持のために、水利利用を促進する取り組みをはじめている。河川整備計画策定時の水需要抑制との考え方は、そろそろ古いのではないかと。点検結果に「連携し、節水協力等の広報・啓発の実施」とあるが水道事業者は賛同しないと思う。場合によっては、国交省と水道事業者のメッセージが逆になり、市民が混乱してしまう。水需要の抑制・節水一辺倒ではなく、今後期待できる水資源の量・変動と将来の水需要をふまえて、周辺自治体と連携して必要なメッセージを検討すべき。</p> <p>・二つの点検項目に「水需要の抑制の実施状況」という同じ観点が書かれているが、点検項目の6番目までは水をどのように適切に配分していくかという観点で、これを主に検討していく指標が適切であると思う。7・8番目の項目は、「渇水への備えの強化」という意味では水需要の抑制がいきっていくと思う。</p>	<p>・平成26年度に、水利利用のあり方についての検討を目的とした「淀川水系水利利用検討会(利水者会議)」を設置し、関係水利利用者等と水利利用に関する情報交換や意見交換を行っている。</p> <p>・今後も、社会経済情勢の変化を踏まえた水利利用のあり方について、利水者の意向を確認しながら検討を進めていく。</p>	<p>3.4利水 また、安定的な水資源の確保は利水者の責務であるが、利水者ごとの利水安全度が不揃いとなっている。</p> <p>一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町においては、これまでの人口の増加に伴って水道用水の安定した供給が必要である。</p> <p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることであり、平成4年以降の28年間で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まるとの予測もある。</p>	<p>4.4.2環境に配慮した効率的な水利利用の促進 (2)水需要の抑制 長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。</p> <p>なお、現状の水利利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p>
105	渇水調整の円滑化	<p>3.4利水 さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることであり、平成4年以降の15年間で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まる可能性もある。</p>	<p>4.4.3渇水への備えの強化 (1)渇水調整の円滑化 近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。</p> <p>また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p>	<p>・渇水に関しては、今まで以上に気候変動による異常渇水、温暖化による適応対策が必要になってくる。大きな課題であり、ゲリラ豪雨同様、平常時から施策が必要。</p> <p>・将来温暖化すると渇水に結びつくのか議論する場合は、単に雨が少なかったというだけでなく、乾燥・琵琶湖水位・積雪などが関連し、水需要にも影響してくるという組み合わせのような科学的な分析をしてはどうか。</p>	<p>・平成26年度に、水利利用のあり方についての検討を目的とした「淀川水系水利利用検討会(利水者会議)」を設置し、関係水利利用者等と水利利用に関する情報交換や意見交換を行っている。</p> <p>・令和2年度には、関係機関や利水者等に意見を聞きながら渇水対応タイムラインの策定を進めている。</p> <p>・また、気候変動が淀川水系の渇水リスクに及ぼす影響についても学識者の助言等を得ながら検討を行っているが、これらの動向なども含め今後も関係機関や利水者等との情報共有を図り検討を進めていく。</p>	<p>3.4利水 さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることであり、平成4年以降の28年間で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まるとの予測もある。</p>	<p>4.4.3渇水への備えの強化 (1)渇水調整の円滑化 近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。</p> <p>また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整の円滑化に向け具体的な提案を行う。</p>

進捗点検との関係(利用)

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
107	舟運	3.5.1. 舟運 淀川は古来より…(中略) 京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約50年間経った現在では、舟運は大川(旧淀川)や伏見・観月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行に止まっている。また、淀川大堰には閘門施設が無いことから大阪湾から直接淀川に入船することができない。しかし、…(中略)広域的な利用も期待されている。	4.5.2. 川らしい利用の促進 (1) 舟運 1) 枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、航行が困難となっている枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を考慮することを念頭におきながら行う。 そのために、鶴殿、前島、牧野地先において、航路確保にも資するように水制工を整備する。施工前後においてモニタリングを行い、その結果もふまえて、全体計画を策定する。	・水制工の設置については、土砂・治水・環境管理などの多機能効果について長期的スパンで一体的に検討すべきである。	・水制工の設置は完了後の調査・検討結果を踏まえ、必要に応じて航路確保のための施設整備を実施していく。 ・平成29年から枚方緊急用船着場と大川(旧淀川)の八軒家浜船着場を結ぶ定期運航は開始しており、宇治川の伏見までの新たな航路確保及び航路維持の方策を検討していく。	3.5.1. 舟運 淀川は古来より…(中略) 京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約60年間経った現在では、舟運は大川(旧淀川)や伏見・観月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行のみであった。 平成29年からは、枚方緊急用船着場と大川(旧淀川)の八軒家浜船着場を結ぶ定期運航は開始されたが、淀川大堰には閘門施設が無いことから大阪湾から直接淀川に入船することができない。 しかし、…(中略)広域的な利用も期待されている。	4.5.2. 川らしい利用の促進 (1) 舟運 1) 枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、航行が困難となっている枚方及び大塚船着場から三川合流点、 宇治川の伏見までの新たな航路確保及び航路維持の方策 を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を考慮することや、 航路の延伸を念頭におきながら行う。 また、 調査・検討結果を踏まえ、必要に応じて航路確保のための施設整備を実施する。
108	安全利用のための対策	3.5.3. 河川敷 (1) 利用 また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。	4.5.2. 川らしい利用の促進 (4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。	・水難事故の資料は水難防止が前面に出ているが、水遊びができる場所であるという財産価値を意識されることが必要ではないか。	・住民等との水生生物調査や外来種駆除活動等と合わせて、水難事故防止に関する周知・啓発活動を実施しており、対策方法や周知・啓発方法について検討しながら引き続き実施する。	3.5.3. 河川敷 (1) 利用 また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。	4.5.2. 川らしい利用の促進 (4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、 対策方法や周知・啓発方法 について検討する。
109	川らしい河川敷の利用	3.5.3. 河川敷 (1) 利用 河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。…(中略) 一方、これらの公園、グラウンド、堤防(占用)道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育・繁殖環境や人と川とのつながり、川とまちとのつながりを分断し、また、瀬や淵、河原や水陸移行帯、あるいは変化に富んだ河岸等、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている地区もある。そのため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。…(中略) そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。	4.5.2. 川らしい利用の促進 (6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえて縮小していくことを基本とする。 ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に 配慮しながら 検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることを ふまえ 、またそれらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するよう手法についても検討する。	・河川でしか利用できない実施内容について、観察会等の記載があるが、よいところを紹介するだけでなく、問題点も説明してワンドの再生事業などの重要な理解につなげてもらいたい。水辺の利用についても同様。 ・川らしい自然環境の保全・再生については、占有者に対してだけでなく、利用者に対して働きかけていくことも重要。 ・スポーツ利用にからめて、本来の自然・水辺環境等に関する情報提供等によって利用者働きかけを行い、本来の川らしい利用にも目を向けてもらうかどうか。 ・景観の良し悪しの話もあるが、整備計画では、雑草は草刈りしないでそのままの状態にしておくなど、水鳥等の影響を考慮しながら、徐々に以前の状態に戻そうとしているというのが大きな流れと考える。 ・イベントだけでなく、実際のところ川で遊びまくってる人たち、子供たちがどの程度いるのかという実態が把握が必要。また、漁やヨシズを生業としている方など一次産業の方の関わり方も川を特徴づける川らしい利用と思われる。	・河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の推進を基本としながら、河川敷の利用施設については河川保全利用委員会、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断していく。 ・ただし、既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があること、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあること、また、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正や河川敷地をにぎわいのある水辺空間等として積極的に活用したいという期待が高まっていることを踏まえて、今後取り組んで行く。	3.5.3. 河川敷 (1) 利用 河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。…(中略) 一方、これらの公園、グラウンド、堤防(占用)道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育・繁殖環境や人と川とのつながり、川とまちとのつながりを分断し、また、瀬や淵、河原や水陸移行帯、あるいは変化に富んだ河岸等、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている地区もある。そのため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。…(中略) そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。	4.5.2. 川らしい利用の促進 (6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりを 踏まえながら 縮小していくことを基本とする。 ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性及び 沿川自治体、地域住民、利用者の意向を踏まえながら 検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があること、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあること、また、 平成23年の河川敷地占用許可準則の改正や河川敷地をにぎわいのある水辺空間等として積極的に活用したいという期待が高まっていることを踏まえ 、河川敷の利用施設については、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するよう手法についても検討する。

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
110	憩い、安らげる河川の整備	<p>3.5.3. 河川敷(1) 利用</p> <p>河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。</p> <p>この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約480ha(河川敷の約24%)が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約500万人が利用するなど、住民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。・・・(中略)</p> <p>そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>(1) 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設(散策路、ベンチ、木陰、スロープ、トイレ等)の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。</p>	<p>・今の川の現状について、公園利用と自然再生をセットで考えていく必要がある。「現状のままでいい」とならないように検討していく必要がある。市民も参加をしてもらいながら検討する場が必要ではないか。</p> <p>・アーバンキャンプ・舟運について、人間が楽しむということだけが重視されているように感じる。川の好ましい環境を守った利用ということが行われているのか、望ましいところから離れていくように感じる。共存という観点が必要。</p> <p>行政として市民へのサービスということはあると思うが、環境という観点も必要では無いか。</p>	<p>・アーバンキャンプの社会実験等を通じた利用者の意向把握など、地元自治体と連携した施設の整備や住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりを検討しており、引き続きかわまちづくり支援制度等の活用等について地元自治体と連携して取り組む。</p> <p>・公園占有者による公園利用者を対象にした外来種駆除体験等の環境学習会などの支援を実施しており引き続き実施する。</p>	<p>3.5.3. 河川敷(1) 利用</p> <p>河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。</p> <p>この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約525ha(河川敷の約27%)が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約600万人が利用するなど、住民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。・・・(中略)</p> <p>そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>(1) 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、利用者の意向を踏まえ、地元自治体と連携した施設の整備や住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。</p>
111		<p>3.5.3. 河川敷(1) 利用</p> <p>また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備</p> <p>歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、・・・(中略)、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p>	<p>・宇治・伏見では、京阪電車に自転車に乗せてもらうとか、分かりやすい自転車マップの作成など取り組みがあるので、そういうのと連携出来ればいいのではないか。</p>	<p>・河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上や、自治体等と連携した自転車利用の観点での安全利用点検など、河川管理道路を活用した自転車利用のネットワーク形成について支援を実施しており、引き続き実施する。</p>	<p>3.5.3. 河川敷(1) 利用</p> <p>また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、自転車活用推進法の施行(平成29年5月1日)等もあり、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備</p> <p>歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、・・・(中略)、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。併せて、河川管理道路を活用した自転車利用のネットワーク形成について支援する。</p>
111	ホームレスへの対応	<p>3.5.3. 河川敷(4) ホームレス</p> <p>淀川本川、宇治川、桂川、木津川下流及び猪名川においては、ホームレス実態調査を継続し、関係機関と連携して自立を促しているが、近年ホームレスの人数に、大きな変動はみられていない。</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>(6) ホームレスへの対応</p> <p>ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	<p>・ホームレスの対応について、利用の項目に入っているが、項目の場所について検討をしてもらいたい。危険なところに住まわれないように、危機管理などに含めた方が適切ではないか、検討してもらいたい。</p>	<p>・ホームレス対応については、危険性について周知するとともに、自立支援について、自治体福祉部局等と連携し対応を図っており、引き続き実施する。</p> <p>なお、危機管理においては、ダム放流前等の巡視時に声かけを行い安全に努めており、引き続き実施する。</p>	<p>3.5.3. 河川敷(4) ホームレス</p> <p>淀川本川、宇治川、桂川、木津川下流及び猪名川においては、ホームレス実態調査を継続し、関係機関と連携して自立を促した結果、近年ホームレスの人数は、減少傾向にある。</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>(6) ホームレスへの対応</p> <p>ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>

進捗点検との関係(維持管理)

対照表 ページ	項目	現行の河川整備計画		進捗点検		変更原案	
		現状の課題	方針と具体的な整備内容	ご意見	対応	現状の課題	方針と具体的な整備内容
114	維持管理に関する基本的な考え方	3.6. 維持管理 洪水、高潮等による災害防止のための堰、排水ポンプ場、水門、堤防、護岸、あるいは雨量・水位・水質測定のための観測施設、水質改善のための河川浄化施設等、数多くの河川管理施設の機能を維持するため、日常より河川管理施設の巡視点検・維持修繕を実施し、非常時における施設の操作に備え、被災した場合には速やかな復旧を実施してきている。それらの多くの河川管理施設は、1960年代から1980年代に建設されており、老朽化とともに維持管理費は年々増加している。	4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画案及び年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画案に基づく試行を行う。試行にあたっては、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果を「河川カルテ」としてとりまとめ、これらをもとに、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じる。	・構造物のメンテは社会問題にもなっており、点検を委託されているという現実もあり、点検の精度の確保という観点から点検結果の点検の工夫をしているなら記載すべき。	・河川整備計画に沿って、河川維持管理を適切に実施するために必要となる具体的内容に基づき、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果をもとに、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じており、引き続き実施する。 ・点検結果については、各事務所内に現場に關係する全ての課・出張所が参加する横断的連絡調整会議を設け、総合評価を実施しており、引き続き実施する。	3.6. 維持管理 洪水、高潮等による災害防止のための堰、排水ポンプ場、水門、堤防、護岸、あるいは雨量・水位・水質測定のための観測施設等、数多くの河川管理施設の機能を維持するため、日常より河川管理施設の巡視点検・維持修繕を実施し、非常時における施設の操作に備え、被災した場合には速やかな復旧を実施してきている。それらの多くの河川管理施設は、1960年代から1980年代に建設されており、老朽化とともに維持管理費は年々増加している。	4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画に基づき、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果をもとに、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じる。
118	河川区域等の管理	3.6. 維持管理 河道内における樹木の繁茂や土砂の堆積が生じ、治水上の影響が生じている区間がある。また、土砂の堆積は、船舶の航行にも影響を及ぼしている。	4.6.4. 河川区域等の管理 1) 河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。	・河道内樹木の伐採について、樹木がどれだけ阻害要因になっているのか、伐採後の水位低下の効果などを評価しながら伐採計画を立てる必要があると考える。 そういった効果を示してもらえば評価や理解が出来る。 ・河道内樹木の伐採後の処分に関して、希望者には伐採した枝や幹を提供しているが、伐採作業についても希望者が行えるようになれば、河川の維持管理における市民参画や、更なる事業コスト削減に効果があると思われる。 ・樹木伐採について、自分たちが木を切ることでそこを利用できるようにする、となると自ら河川管理に関わるということにつながると考えられる。そのような地区が広がっていくと市民と行政の協働につながっていくと考えられる。 滋賀県の森林管理によって琵琶湖の環境改善につながるという観点で取り組まれている市民団体・NPOもある。沿川に限らずそういったNPOにも声をかけるといいのでは。 ・河道内の樹林化により伐採した樹木のバイオマスなどは、将来的に商業化の資源として検討していくことが必要である。 ・樹木伐採というと自然破壊をしているように聞こえるが、自然再生という意味合いも持っている。モニタリング結果を同時に出すことによって、管理的な伐採ではなく自然再生も含んでいるんだということを示せるのではないかと。堆積土砂除去についても、河床低下にならないくらいの土砂をとっているんだというのを見せることで、環境を維持しながら管理しているんだというのを表すことができる。	・河道内樹木の伐採については、河川維持管理計画に基づき、計画的に伐採を実施しており、今後も引き続き実施していく。 ・樹木伐採にあたっては、河川法第25条を適用した公募による伐採、伐採木の無償配布などによりコスト削減に取り組むとともに、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定している。	3.6. 維持管理 河道内における樹木の繁茂や土砂の堆積が生じ、治水上の影響が生じている区間がある。また、土砂の堆積は、船舶の航行にも影響を及ぼしている。	4.6.4. 河川区域等の管理 1) 河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。
118	河川区域等の管理	3.6. 維持管理 多くの住民・住民団体(NPO等)の協力による河川の清掃活動が年々普及している一方で、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミ、さらには家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄は増加している。	4.6.4. 河川区域等の管理 3) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。	・遊水地への越流後のゴミの対応については引き続き対応をお願いしたい。冷蔵庫のような大型のゴミは地域での対応が難しい。 ・不法投棄対策はもっと積極的に取り組まっていたきたい。 ・不法投棄については、今の状況だと、個人のモラルに頼るだけであって、何かちょっと弱い。本気でやるんならもう少し厳しい対応が必要なんじゃないかなとは思っています。	・河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策として、自治体、住民団体等と連携して河川清掃や啓発活動を実施しており、引き続き取り組んでいく。	3.6. 維持管理 多くの住民・住民団体(NPO等)の協力による河川の清掃活動が年々普及している一方で、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミ、さらには家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄は増加している。	4.6.4. 河川区域等の管理 3) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。